

# 福島県環境影響評価審査会議事概要

1 日 時 平成18年7月31日(月)午後2時から3時25分

2 場 所 福島県自治会館 3階 303会議室

3 出席者

- ・福島県環境影響評価審査会 8名
- ・福島県(事務局) 5名
- ・傍聴者 10名

4 議 事

(株)ユーラスエナジージャパンから提出された「滝根小白井風力発電事業(仮称)環境影響評価準備書」について、資料1~4に基づき事務局から説明を行った後、審議を行い、審査会としての意見(知事意見に盛り込む内容)をとりまとめた。委員等の発言要旨は以下のとおり。

(議長)事務局説明に対し意見をお願いしたい。

(委員)新しく設定された送電線ルートについては、現地調査写真を見ると、野生生物の生息場所に近い森林地帯を通るようであるが、地下埋設の工事が行われるので、風力発電機の設置場所と同程度の調査を行う必要があるのではないか。そうすると大幅な調査の追加となるが、その結果報告が提出されるタイミングはいつ頃になるのか。

(事務局)新福島変電所への新しい送電ルートについては、先日現地調査を行ったが、ほとんどが林道ということもあり、広葉樹林、松林、河川岸など自然度の高いと思われる地帯を通過することになる。ただし、県環境影響評価条例においては、送電線は対象事業とはなっていない。また、当事業の経過を見れば、方法書段階での送電線は、中央南線ルート、小野新町ルート、大滝根線ルートの3ルートであり、いずれも鉄塔方式としていたため、動植物についての調査を実施したところである。準備書にはその結果が記載され、鉄塔方式では土地の改変、鉄塔の出現、ヘリコプターの飛行等による影響が考えられるとして予測・評価されているが、地下埋設方式では影響は少ないとして予測・評価は行われていない。関係市町村から除外された小野町については、既に準備書段階で鉄塔方式から地下埋設方式に変更されたため、方法書に基づいて調査までは行ったが、準備書での予測・評価は行われていない。よって、今回の新福島変電所ルートについて同様の扱いをするならば、既存道路への地下埋設方式となるルート沿い全体について動植物の調査を求めることは、方法書、準備書でなかったものを評価書段階で突然求めることとなり、事業者には過度の負担となると考えられる。

(委員)送電線が対象事業となっていないことは了解したが、その工事においてどのような重機を使用するのか、それにより動植物へ影響が及ばないのかが分からない。

(事務局)工事関係については、事業者の資料として別紙2に埋設断面図があり、地下1~1.5mを掘削してケーブル管を埋設することが示されている。また、建設機械については資料4にバックホー0.2~0.6m<sup>3</sup>が1台、ダンプトラック10tが1台、ユニック車4t及び10tとされている。

なお、新福島変電所ルートについては距離が37kmと長いこともあり、知事意見に盛り込む内容(案)の1の(3)において、今回の変更に伴う必要な調査、予測及び評価を求めている。よって、全くアセスをやらなくても良いということではなく、ルート周辺に集落や学校等がある場合は、環境保全措置を検討してもらうこととなる。

(議長) 知事意見に盛り込む内容(案)の9、事後調査についてであるが、事後調査に関して「環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応についても具体的に示すこと」という意見がある。バードストライクに関しては、専門委員から、これまでの調査では不十分であり、これでは判断できないとする意見が出ているし、他の委員からも予測が強引すぎるとの意見もある。予測に反してバードストライクが次々と起きた場合、事後処置として運転を止めるということもあるのかと思うが、そもそも、そのような事態にならないように環境影響評価を行っているのではないか。

(事務局) 全国的に、また世界的に風力発電施設が増えている中で、バードストライクについての情報が集まりつつある状況であり、影響がどの程度なのかについては、専門的な評価が待たれるところである。

(議長) 知事意見に盛り込む内容(案)の5の(2)では、「ブレードへの接触による影響について適切に予測できる手法を用いて」としているが、専門委員からの意見は、調査が不十分であり、この調査結果では予測はできないということなので、この知事意見では十分ではないと思われる。事業者は、影響は回避できるという表現に終始している。現状でその場所がこの程度利用されているという調査結果があつてこそ、適切に予測できる手法というものが成立するのであって、調査が不足しているのであれば、そもそも予測ができないのではないか。よって、専門委員の言葉を踏まえて「複数年にわたり詳細に調査するなど」と追加してはどうか。

(事務局) 事業の進捗が何年遅れても追加調査を行うかどうかは事業者の判断によるところであるが、審査会として追加調査が必要であるとの判断をするかである。

(議長) 過去の風力発電所の場合はどうであったのか。

(事務局) 準備書、評価書の段階では、1年間の調査を行っているが、渡り鳥のルートという観点は少なく、鳥類全般としての調査であった。ただし、事後調査としては、渡り鳥のルートに当たるかどうかの調査を実施している。

(議長) 専門委員が指摘しているように、事業者の調査結果では、信夫山と比較するにしても大雑把な数字であるし、渡りのピークが見られるのにルートに当たらないとすることで良いのかとの疑問を感じる。何でもかんでも事後調査として片づけてしまうと、環境影響評価の義務を果たしていないと言われかねない。専門委員の意見もあることから、きちんと対応すべきではないか。

(事務局) 専門委員に確認した上で、知事意見に盛り込む内容を調整することとしたい。

(委員) こういう場合においては、予測できる手法がなかなか無い場合が多い。国の指針の中でもフォローアップをどうするのが議論となっている。風力発電事業については、結果として予測の不確実性が非常に多いものであるから、あまり枠組みをはめてしまうと再生可能なエネルギーの普及を妨げることにもなるので、その辺りの兼ね合いが難しい。よって、知事意見にどのように書くかは別にしても、ここで議論したことを付帯意見として追加することも可能ではないか。フォローアップについては、環境影

響評価法においても十分に決められていない部分であり、おそらく福島県が日本でも最初にバードストライクに対するコメントを出すことにもなるので、当審査会の責任としては、ここできちんと議論したことを、フォローアップをお願いする意見として追加しておくべきであると思う。

- (議長)事後調査の結果で、致命的な問題が生じてくる事態は回避しなければならないと思う。
- (事務局)これについては、専門委員に確認するとともに、委員の意見も併せて、修正案について会長と調整することとしたい。
- (議長)知事意見に盛り込む内容(案)の1の(2)で、風化土層についての意見としているが、準備書では事業地は褐色森林土とされており、風化土についての記載はない。風化土となれば、崩壊、流出、濁水が心配される。また、事業地においてどのくらいの層厚なのかについても準備書には記載されていない。風化土層の厚さによっては、風車の基礎地盤として問題なのではないか。いわき市長の意見でも岩盤の風化を懸念しており、120mもの風車の基礎地盤として大丈夫なのか。
- (委員)基盤岩の花崗岩が短期間で風化することは少ないので、施工に当たって風化層を適切に排除すれば問題はないと思われる。
- (事務局)この指摘については、知事意見に盛り込む内容(案)の1の(2)において、事業者を確認することとしたい。
- (委員)バードストライクの話に戻るが、学会での話を聞いていると研究者の間でもバードストライクについてはあまりコンセンサスが得られていないようである。風車は鳥類にも見えているのでバードストライクはそれほど起こらないとする研究者もいれば、発生しているが落下した鳥は夜のうちにキツネ等に捕食されてしまうので死骸が見つからないだけだとする研究者もいる。バードストライクが実際にどの程度の頻度で起きているのかについては、データとして全くないのが現状のようである。今回の事業は、今後のアセスメントに役立つデータを得る絶好の機会であると思われるので、事後調査は大変かもしれないが、バードストライクの実態をきちんとデータとして残すためにも必ず行って頂きたいと思う。
- (事務局)事業者の見解によれば、供用後は常駐者が巡回して確認するとされているが、評価書ではより詳細に示せるようにしたい。
- (委員)バードストライクの実態がよく分かっていないという現状があることを事業者にきちんと認識して頂いた上で、事後調査を行って頂きたい。
- (議長)他に意見がないようであるので、事務局から示された案に、先程の修正を加えたものを、審査会の意見としてよろしいか。
- (各委員)異議なし。
- (議長)それでは、ただ今の議論の内容を踏まえて、環境影響評価準備書に対する知事意見を取りまとめられるよう事務局をお願いする。
- (議長)その他あるか。
- (各委員、事務局)なし。
- (議長)それでは以上で本日の議事を終了する。

以上